

広産商第35号

令和3年4月27日

株式会社エブリイ

代表取締役 岡崎 浩樹 様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和2年9月17日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称  
(仮称) 沼田モール
- 2 大規模小売店舗の所在地  
広島市安佐南区伴中央六丁目4422番1ほか

広産商第36号  
令和3年4月27日

株式会社エブリイ  
代表取締役 岡崎 浩樹 様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和2年9月17日付けで、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「（仮称）沼田モール」について、本市は令和3年4月27日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 来退店車両による混雑により一般交通に影響を及ぼす可能性がある場合は、誘導員を配置するなど、適宜、適切な誘導を実施し、周辺混雑等の防止に努めること。
- 2 夜間における騒音レベルの最大値が基準値を超えている予測地点があることから、届出書に記載の騒音防止対策を確実に実施するとともに、近隣との騒音等の問題が生じた場合は、対策について十分相談のうえ誠実に対応すること。
- 3 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 4 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。